



立川市会計年度任用職員  
(月額報酬制)  
採用試験募集案内

《令和6年5月以降採用》

介護保険サービス権利擁護相談員

立川市福祉保健部介護保険課

令和6年3月

立川市会計年度任用職員（月額報酬制）採用試験募集案内

<b>身分</b>	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する会計年度任用職員
<b>職種</b>	介護保険サービス権利擁護相談員
<b>仕事の内容</b>	介護保険サービス事業所等の高齢者に関わる権利擁護（虐待対応等）に関する業務（通報受付、事実確認、虐待認定等）、その他関連業務・電話、窓口対応など
<b>必要な経験等</b>	次の①または②のいずれか及び③の要件を満たす方 ① 社会福祉士、保健師、介護支援専門員のいずれかの資格を有する方 ② 都道府県又は区市町村等において、介護保険サービス事業所の高齢者虐待等の実務経験を有する方 ③ ワード、エクセル等のパソコンの基本操作ができる方
<b>必要な免許・資格</b>	普通自動車運転免許（普通自動車の運転ができること。AT 限定可）
<b>採用人数</b>	1 名
<b>任用期間</b>	令和 6 年 5 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで ※ 任用開始日については状況によって相談可 ※ 最初の 1 ヶ月は条件付採用となります。 ※ 翌年度に同一の職がある場合は、人事評価による勤務成績などを踏まえて、公募によらない再度の任用が可能です（連続 4 回かつ任用年度末時点で満 64 歳まで）。 ※ 再度任用の上限到達後においても、その後の採用試験に合格すれば改めて採用されることが可能です。
<b>勤務場所</b>	立川市役所（立川市泉町 1156 番地の 9）
<b>勤務日・勤務時間</b>	週 5 日（月曜日から金曜日） 8 時 30 分～17 時（休憩 1 時間） 時間外勤務：原則なし（やむを得ず従事した場合は、振替又は時間外勤務手当相当の報酬を支給します。）
<b>休日・休暇等</b>	【週休日・休日】 土曜・日曜・祝日、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日） 【有給の休暇】 年次有給休暇（初年度 9 日）、病気休暇、公民権行使等休暇、ドナー休暇、産前産後休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産介護休暇、育児参加休暇、子どもの看護休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、短期の介護休暇、事故休暇 【無給の休暇・休業】 介護休暇、介護時間、育児休業、部分休業
<b>報酬・手当</b>	報酬月額 270,200 円（令和 6 年 4 月 1 日適用） ※ 規定により、別途通勤費及び時間外勤務手当相当の報酬を支給

	<p>します。</p> <p>※ 一定の要件を満たす場合、期末手当を支給します。</p>
社 会 保 険	<p>健康保険（共済短期）、厚生年金保険、雇用保険</p> <p>※ 災害補償については、労働災害補償又は公務災害補償を適用します。</p>
選 考 方 法	書類選考（履歴書及び職務経歴書）、面接試験
面 接 日 程 等	<p>日時：別途、通知します。</p> <p>場所：立川市役所</p>
応 募 方 法	<p><b>【提出書類】</b></p> <p>① 履歴書：市販の履歴書（写真貼付）</p> <p>② 職務経歴書：形式不問</p> <p>③ 返信用封筒：長形3号（120mm×235mm）の封筒に自己宛の住所・宛名を記入して84円切手を貼付（選考結果通知用）</p> <p><b>【郵送申込】</b></p> <p>① 提出期限</p> <p>随時受付（採用が決まり次第、受付終了）</p> <p>※必ず簡易書留で送付してください。簡易書留によらない事故については、責任を負いません。</p> <p>② 郵送先</p> <p>〒190-8666（宛先記載不要） 立川市介護保険課 介護保険サービス権利擁護相談員採用担当宛</p> <p><b>【持参申込】</b></p> <p>① 受付期間及び時間</p> <p>随時受付（採用が決まり次第、受付終了） 平日の9時～17時（時間厳守）</p> <p>② 受付場所</p> <p>立川市役所介護保険課窓口（1階4番窓口）</p>
そ の 他	<p>✓ 試験結果については、合否に関わらず全員に通知します。ただし、辞退の場合は省略させていただきます。</p> <p>✓ 試験に関する提出書類は、一切お返しできません。</p> <p>✓ 申込書の記載事項に虚偽があると、職員として採用される資格を失う場合があります。</p> <p>✓ 営利企業への従事等については、職務専念義務に支障を来すような長時間労働や信用失墜行為に抵触し得る兼業（業務と利害関係のある場合等）は行わないことを前提とします。</p> <p>✓ 災害が発生した場合、職務実態に応じて災害対応の職務を行っていただくことがあります。</p>

**お 問 い 合 わ せ**

平日の9時～17時（12時～13時は除く）  
介護保険課事業者係 担当：協門・横山  
電話 042-523-2111 内線 1441・1442

【注1】 次の各号の一つに該当する方は受験できません。

（地方公務員法第16条の欠格条項）

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 立川市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

【注2】 地方公務員法上の服務に関する規定（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止等）が適用され、一定の義務違反に対しては懲戒処分の対象となります。

【注3】 勤務条件は応募開始時点の予定であり、改定があった場合はその定めるところによります。